

## 野々市市D X推進室設置要領

### (設置)

第1条 野々市市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「D X」という。）の推進を図るため、野々市市D X推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進室の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) D Xの推進に係る企画及び調整に関すること。
- (2) D Xの推進に係る調査研究に関すること。
- (3) その他D Xの推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進室は、推進室長、推進室次長及び推進室員をもって組織する。

- 2 推進室長は企画財政課企画担当課長をもって充て、推進室次長は企画財政課長補佐のうちから推進室長が指名する者をもって充てる。
- 3 推進室員は、企画財政課の職員のうちから推進室長が指名する者をもって充てる。
- 4 推進室長は推進室の会議（以下「会議」という。）を統括し、推進室次長は推進室長を補佐し、推進室長に事故があるとき、又は推進室長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて推進室長が招集する。

- 2 推進室長は、必要があると認めるときは、推進室員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (D X推進員)

第5条 庁内における連絡調整を図るため、庁内にD X推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、推進室長が指名する職員をもって充てる。
- 3 推進室長は、必要があると認めるときは、推進員を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第6条 推進室の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。